

議案第27号

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

青戸北第一自転車駐車場を廃止するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例（昭和57年葛飾区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部葛飾区青戸北第一自転車駐車場の項を削り、同部に次のように加える。

〃 新小岩東北第二自転車駐車場	〃 東新小岩一丁目15番
〃 東金町地下自転車駐車場	〃 東金町一丁目10番1号

付 則

この条例中別表(1)の部葛飾区青戸北第一自転車駐車場の項を削る改正規定及び同部に次のように加える改正規定（葛飾区新小岩東北第二自転車駐車場の項に係る部分に限る。）は令和7年7月1日から、同部に次のように加える改正規定（葛飾区東金町地下自転車駐車場の項に係る部分に限る。）は同年8月1日から施行する。